

## 2-19-1 特殊災害消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は抵触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

## 2-19-2 栃木県消防防災ヘリコプター救急システム要領

栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領(以下「緊急運航要領」という。)に基づき、栃木県消防防災ヘリコプター救急システム(以下「救急システム」という。)について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 救急業務において、栃木県消防防災ヘリコプター「おおり」(以下「おおり」という。)の飛行速度、空中停止、垂直離着陸等の特性を活かし、地域の実情に応じた効率的な搬送体制を構築することにより、救命効果の向上を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 「おおり」が行う救急業務とは、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第2条第9項に定めるものをいう。

2 救急事故とは、前項で規定された救急業務の対象である事故をいう。

(出動範囲等)

第3条 「おおり」の出動範囲は、栃木県全域とする。なお、高次医療機関若しくは、専門医療機関へ即時搬送が必要となった場合の搬送は、原則として近隣都県とする。

2 「おおり」の有効範囲は概ね別図1(省略)の範囲とする。

(出動基準)

第4条 「おおり」の出動基準は、次の各号のいずれかに該当し、消防本部(局)が傷病者の救命及び予後回復に効果的と判断した場合とする。

(1) 緊急に医療機関へ傷病者を搬送する必要がある場合。

(2) 山中、遠隔地などの救急搬送に長時間を要する場所からの救急搬送。

山中の離村などのように救急車では現場到着及び医療機関への収容に長時間を要する場合。

(3) 孤立した場所で発生した傷病者の救出・救助に引き続く救急搬送

高層ビルの屋上や増水中の川の中州または山中での孤立などのように、地上からの接近が極めて困難であり、「おおり」による救出・救助が最も有効と考えられる傷病者を収容し、引き続き医療機関に搬送する場合。

(4) 緊急性を要し、長距離の移動を伴う病院間の搬送

医療を施した医療機関からより高次な医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合で、他の搬送手段がなく「おおり」の活用で搬送時間を著しく短縮することにより、傷病者の救命効果等が期待できる場合。(傷病の内容により専門の病院に搬送する場合も含まれる。)

(5) 大規模災害発生に伴う重症者の後方搬送

大規模災害時において、医療機関の被災地等により、当該地域の医療が確保できなくなった場合において、「おおり」による後方医療機関等への搬送が有効と判断される場合。(前記の病院間搬送で、被災地病院から遠隔地の収容可能な病院への搬送も含まれる。)

(6) 災害等の現場において、傷病者が多数発生した場合における災害現場への医師、看護師、救急救命士、医療スタッフ及び医療資機材の搬送が必要な場合。

(出動要請基準)

第5条 消防本部(局)における出動要請基準は、「おおり」出動判断フローチャート(別表1)のとおりとし、「おおり」の出動の要否について、119番受信時又は救急隊現場到着時に迅速に判断するものとする。

(「おおり」の搭乗隊員等)

第6条 「おおり」の搭乗隊員等は次の各号のとおりとする。

(1) 救急業務における救急隊員の搭乗は、一機につき二人以上とする。

(2) 救急搬送においては、医師又は救急救命士の同乗が望ましい。

(3) 転院搬送は、原則として医師が同乗することとする。また、医師同乗時は患者及び関係者の同乗は、必要最小限とする。

(4) 傷病者が乳幼児の場合は、家族又は関係者を同乗させることが望ましい。

(5) 搭乗者等については、(1)から(4)に定めるもののほか、運航指揮者が状況に応じて判断する。  
(医療機関の選定)

第7条 傷病者の収容先医療機関は、要請側消防本部(局)が選定するものとする。この場合において、三次救命救急センターを原則とするが、それ以外の医療機関についても適宜選定できるものとする。  
(緊急離着陸場等)

第8条 消防本部(局)及び航空隊は、連携を密にして緊急離着陸場の確保に努めることとする。  
2 搬送先の緊急離着陸場から収容先医療機関の間を、救急車で中継搬送をする必要がある場合は、要請側消防本部(局)から緊急離着陸場を管轄する消防本部に対し、協力を要請することとする。  
(通信手段)

第9条 「おおり」との通信手段は、消防無線(主運用波、統制波)によって行うものとする。  
(運航不能時)

第10条 「おおり」の運航不能時等の場合は、航空消防防災相互応援協定(平成11年3月17日締結)に基づき、直近県の航空隊に要請するものとする。要請にあつては、県消防防災課(航空隊も含む。)が行う。なお、この場合において、本要領中の「おおり」は「応援県ヘリコプター」と読み替えるものとする。

(感染防止対策)

第11条 救急業務に伴う感染防止対策については、「栃木県消防防災ヘリコプター運航に係わる感染防止及び感染対策要領」による。

(訓練)

第12条 消防本部(局)は、「救急システム」の有効かつ効果的運用が図れるよう、各緊急離着陸場における救急搬送訓練を実施し、「おおり」の特性等を把握しておくこととする。

(運用手引き)

第13条 安全かつ円滑な救急業務を行うために、以下の内容について、消防本部(局)と航空隊が協議の上、それぞれ「運用手引き」を作成することとする。

- ① 地域名
- ② 緊急離着陸場
- ③ 救急車と「おおり」の傷病者中継位置
- ④ 出動する救急車の無線呼び出し名称
- ⑤ 地域の医療機関状況(収容先病院等)
- ⑥ 医師同乗の有無
- ⑦ 要請手順
- ⑧ 気象情報入手先
- ⑨ 活動フローチャート
- ⑩ その他必要と思われる事項
- ⑪ 地図の添付

2 管轄区域に三次救命救急センターがあり、緊急離着陸場において、「おおり」から救急車への中継搬送が必要となる消防本部(局)においては、受け入れ体制を「運用手引き」に加えることとする。

3 消防本部(局)および航空隊は、「運航手引き」に変更等が生じた場合は、互いに協議の上、修正を行うこととする。

附則 この救急システムは、平成12年7月1日から適用する。

附則 この救急システムは、平成12年12月1日(一部改正)から適用する。

附則 この救急システムは、平成15年4月1日(一部改正)から適用する。

附則 この救急システムは、平成19年4月1日(一部改正)から適用する。

附則 この救急システムは、平成28年4月1日(一部改正)から適用する。

(別表1)

「おおり」 出動判断フローチャート

救急事案の発生

<p>傷病者が事故又は急病等に起因して、次の1以上の場合に該当し、重症が疑われる場合</p> <p>(受傷原因等)</p> <p>(ア)自動車事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車からの放出</li> <li>・ 同乗者の死亡</li> <li>・ 自動車の横転</li> <li>・ 車が概ね50cm以上つぶれた事故</li> <li>・ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故</li> <li>・ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故</li> </ul> <p>(イ)オートバイ事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時速35km程度以上で衝突した事故</li> <li>・ ライダーがオートバイから放り出された事故</li> </ul> <p>(ウ)転落事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階以上(約10m)の高さからの転落</li> <li>・ 山間部での滑落</li> </ul> <p>(エ)窒息事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溺水</li> <li>・ 生き埋め</li> </ul> <p>(オ)列車事故</p> <p>(カ)航空機墜落事故</p> <p>(キ)傷害事件</p> <p>(ク)重症が疑われる中毒事故</p> <p>(要救助者の現在の状態)</p> <p>(ケ)バイタルサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(JCS30以上)</li> <li>・ 脈拍が弱くてかすかにしか触れない、全く脈がない状態</li> <li>・ 呼吸が弱くて止まりそうな状態、遠く浅い呼吸をしている状態、呼吸停止</li> <li>・ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている状態</li> </ul> <p>(コ)外傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頭部、頸部、軀幹又は肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血</li> <li>・ 1ヶ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む)の切断</li> <li>・ 麻酔を伴う肢の外傷</li> <li>・ 広範囲の熱傷(からだの概ね1/3を超えるやけど、気道熱傷)</li> <li>・ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)</li> <li>・ 意識障害を伴う外傷</li> <li>・ アナフィラキシーショック</li> </ul> <p>(サ)疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けいれん発作</li> <li>・ 不穏状態(酔っぱらいのように暴れる)</li> <li>・ 新たな四肢麻痺の出現</li> <li>・ 強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)</li> </ul> <p>(シ)その他緊急性があると判断される場合</p>	<p>絶対的地理的条件</p> <p>左のような重傷なものでなくとも、事案発生地では、ヘリコプターを使用すると、自動車又は船舶を使用するよりも30分以上(目安)搬送時間が短縮できる場合</p> <p>※別に定める図面等に基づき算出判断する</p>	<p>現場隊員の要請</p> <p>現場隊員からの要請がある場合</p>
---	---	--------------------------------------

NO

YES

YES

<p>事案発生地点がヘリコプターの有効範囲である場合</p> <p>※ヘリコプターの有効範囲を別図1に基づき判断する</p> <p>有効範囲は、救急車を使用するよりもヘリコプターを使用する方が覚知から病院搬送までの時間を短縮できる地域とする</p>	<p>通常のヘリコプターの有効範囲ではないが、諸般の事情により、ヘリコプター搬送すると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できる場合</p> <p>●事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故等により、事案発生付近の道路状況が著しく悪くなる場合</li> <li>・ 地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合</li> <li>・ 事故発生地の消防機関等の救急車が全て出払っている場合</li> </ul>	<p>緊急性を要し、長距離の移動を伴う病院間の搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次な医療機関への緊急搬送</li> <li>・ その他消防本部が認める場合</li> </ul>
--	--	--

YES

YES

YES

※ YES、NOの判断が明確にできない時はYESとすること  
 図中、波線は「又は」を表す  
 「YES」の場合、矢印の方向、即ちヘリコプターの出動へ

ヘリコプターによる搬送

## 2-19-3 救助用資機材保有状況一覧表

(令和6年4月1日現在)

用途	機械器具等名	保有数	用途	機械器具等名	保有数	
一般用救助用	かぎ付はしご	112	隊員保護用	耐電手袋	386	
	三連はしご	150		耐電衣	109	
	金属製折りたたみはしご 又はワイヤはしご	34		耐電ズボン	115	
	空気式救助マット	25		耐電長靴	127	
	救命索発射銃	30		防塵メガネ	977	
	サバイバースリング又は救助用縛帯	225		携帯警報器	326	
	平坦架	41		防毒マスク	331	
重量物排除用	油圧ジャッキ	91		化学防護服	750	
	油圧スプレッダー	42		化学防護服(陽圧式)	98	
	可搬ウィンチ	67		耐熱服	82	
	マンホール救助器具	23		放射線防護服	60	
	救助用簡易起重機	4		特殊ヘルメット	25	
	マット型空気ジャッキ	32		除染用	除染シャワー	13
	大型油圧スプレッダー	48			除染剤散布器	28
	救助用支柱器具	17	水難救助用	潜水器具	124	
	チェーンブロック	20		救命胴衣	1459	
切断用	油圧切断機	29		水中投光器	64	
	エンジンカッター	122		救命浮環	183	
	ガス溶断器	18		浮標	43	
	チェーンソー	163		救命ボート	82	
	鉄線カッター	173		船外機	43	
	空気鋸	29		水中スクーター	1	
	大型油圧切断機	40		水中無線機	1	
	空気切断機	23		水中時計	15	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	13	水中テレビカメラ	0		
破壊用	万能斧	287	山岳救助用	登山器具	146	
	ハンマー	138		バスケット型担架	67	
	携帯用コンクリート破壊器具	63	検索用	簡易画像探索機	17	
	削岩機	18		その他の救助用	投光器	201
	ハンマドリル	28	携帯投光器		531	
測定用	生物剤検知器	11	携帯拡声器		274	
	可燃性ガス測定器	122	携帯無線機		585	
	有毒ガス測定器	69	応急処置用セット		86	
	酸素濃度測定器	64	車両移動器具		12	
	放射線測定器	272	緩降機		29	
化学剤検知器	11	ロープ登降機	60			
呼吸保護用	空気呼吸器	856	救助用降下機		66	
	空気補充用ボンベ酸素呼吸器	902	発電機		264	
	酸素呼吸器	60				
	簡易呼吸器	59				
	防塵マスク	1278				
	送排風機	50				

(\*数字は県内12消防本部(局)合計)